

本申請時の留意事項について

1 本申請書の提出数

正本1部 副本2部

副本2部のうち1部は、千葉県で原本証明を行い、認可書とともにお返しします。返却された副本と認可証は登記する際に必要となります。

2 本申請書の提出先

医療法人の主たる事務所を管轄している保健所

3 本申請書の綴り方

- ・正本1部、副本2部ともに袋綴じをし、両面を理事長印で割印をしていただくようお願いいたします。
- ・書類の綴る順番については、「必要書類一覧」に記載されている表の順番どおりをお願いいたします。関係書類は該当する必要書類ごとの後ろに添付をお願いいたします。

4 本申請書の留意点

- ・社員総会議事録及び現行定款は必ず原本証明が必要です。
- ・登記等の書類は、正本は必ず原本を添付していただくようお願いいたします。なお、副本は写しでもよいですが、その場合は理事長の原本証明に加える必要があります。
- ・申請書案において押印、日付の記入をしていなかった書類については、押印、記入をお忘れなきようお願いいたします。
- ・作成した書類については、正副ともに理事長の捨印を押印ください。議事録は出席者全員の捨印を押印ください。(新旧条文対照表、新定款の(案)、議事録については、間違いが多いためなるべく押印するようお願いいたします。)